

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第663号

2014年（平成26年）6月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

公民館の総括に関する事務の補助執行に係るコンピュータ処理
について（答申）

2014年（平成26年）6月3日付けで諮問（第663号）された公民館の総括に関する事務の補助執行に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市においては、2003年（平成15年）4月から、全公民館で使用申請や団体登録の事務等について公民館施設申請管理システムを用いて行っており、当該システムのコンピュータ処理については、答申第113号で承認されている。

本市には15公民館（うち2館は分館）があり、公民館には、地域コミュニティの拠点として約2,300団体が登録し学習活動を行っている。本市では、システムの導入によって、利用団体が自宅のパソコンや携帯電話、各公民館等に設置された街頭端末機からの使用申請ができるよう利便性を高めている。

しかし、現行の公民館施設申請管理システムの賃貸借契約期間が本年9月で終了し、保守の対応も難しくなることから、新たなシステムの導入を検討したところ、スポーツ推進課で運用している藤沢市スポーツ施設予約ネットワークが公民館施設申請管理システムと類似するシステム構成であるため、賃貸借契約を一本化することによって経費節減が図られることが分かった。

このことから、今回は、操作性、機能性に優れた新たなスポーツ・公民館施設予約システムを導入し、利用団体の利便性の向上及び事務

の効率化を図り、市民の学習活動をさらに推進していきたいと考えている。

以上のことから、本事務の執行に際し、答申を受けた内容に変更が生じたため、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条に規定されたコンピュータ処理に関することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

なお、今回は、スポーツ推進課からも同様に本案件についての諮問をしている。

(2) コンピュータ処理について

システムの更新にあたっては、現行システムの業者ではなく、プロポーザルで選定した株式会社パスコのシステムを保守業務等を含む賃貸借契約の締結によって導入する。

同社には、他社システムからの移行による導入実績が、全国の自治体で20件以上あり、また、現行のシステム構成を踏まえたシステム構築ができることなどから、データの移行を確実に実施できるものと捉えている。さらに、新システムは現行システムと比較して操作性、機能性等に優れているため、利用団体の利便性と事務の効率性を向上させることが可能となっている。

新システムの導入にあたっては、現行システムのサーバから新システムのサーバへ個人情報を含むデータ移行を行い、団体の登録情報や施設予約情報を引き継いで利用する。なお、スポーツ施設と公民館でサーバ機器は同一のものを使用するが、各々の情報については、現行どおり個別に格納する。また、スポーツ施設のシステムを使用する職員には公民館の情報について閲覧及び使用権限を持たせず、公民館のシステムを使用する職員にはスポーツ施設の情報について閲覧及び使用する権限を持たせない。

(3) システムの構成

システムの運用にあたっては、現行システムと同様に専用回線を使用し、地震等の災害に強く、高いセキュリティレベルを兼ね備えた、株式会社パスコのデータセンターを活用し、システムの安定した運用や情報の安全確保を強化することで、個人情報の保護に努める。

なお、データセンターのサーバ数は7（Webサーバ4、データベースサーバ2、データベース監視サーバ1）で、スポーツ施設の情報と公民館の情報は別に格納される。

また、各施設に配置する職員用パソコンの台数は次のとおりである。

No.	施設名	職員用パソコンの台数
1	藤沢公民館	2
2	鵜沼公民館	2
3	村岡公民館	2

4	六会公民館	2
5	片瀬公民館	2
6	明治公民館	2
7	御所見公民館	2
8	遠藤公民館	2
9	長後公民館	2
10	辻堂公民館	2
11	善行公民館	2
12	湘南大庭公民館	2
13	湘南台公民館	2
14	片瀬しおさいセンター (片瀬公民館分館)	2
15	済美館 (藤沢公民館分館)	2
16	生涯学習総務課	1
合 計		31

(4) システムで取り扱う個人情報

システムで取り扱う利用団体の個人情報は次のとおりである。

- ア 団体代表者の氏名・住所・電話番号
- イ 団体指導者の氏名・住所・電話番号
- ウ 団体連絡者の氏名・住所・電話番号

※現行のシステムにおいて取り扱っている個人情報と変更はない。

(5) 安全対策

- ア システム管理者が使用する回線については、現行と同様に既存の地域イントラネットを使用する。
- イ 利用団体がインターネットを通じてアクセスするWebサーバと個人情報を格納したデータベースサーバは分離させて安全性の向上を図るとともに、サーバを内部ネットワークに設置することにより、利用団体や悪意のあるアクセスからデータを保護する。
- ウ データセンターは、立地条件、設備仕様、管理体制とともに、堅牢なセキュリティ体制がとられている。
- エ 個人情報を格納するデータベースには、信頼性の高いメーカーの最新バージョンを使用する。
- オ ネットワークにおいては、バックアップ体制を確保し、障害に強いネットワーク構成としている。また、サーバについても複数台を同時に稼働させ、万が一のサーバトラブルにおいても中断することなくサービスを継続できるものとしている。

カ 現行システムから新システムへのデータ移行においてもスポーツ施設と公民館のデータは統合せず、個別に抽出し移行する。移行の媒体は暗号化可能なものを使用し、現行システムの業者から市へのデータ受け渡し及び市から新システムの業者へのデータ受け渡しについては、市職員が複数人で手渡しによって行う。また市から新システムの業者へのデータ受け渡しにおいては、日時、場所、搬出者、媒体、数量等を書面によって明確する。作業後は、媒体内のデータは完全に消去させ、その旨を証明する証明書を提出させる。

なお、現行システムの賃貸借契約期間終了後、現行業者のサーバ内のデータについても完全に消去させ、その旨を証明する証明書を提出させることとしている。

キ 各公民館にパソコンのログインパスワード及びシステムへのログインパスワードを設定し、定期的（半年に1度）に変更する。

ク 全公民館において、職員退庁時は施設全体に施錠をするとともに、総合警備をかけ、セキュリティの確保を図る。

以上に加え、システムの運用や作業の中で、個人情報を取り扱う場合については、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(6) 実施時期

2014年（平成26年）10月1日（予定）

(7) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書

イ ネットワーク構成イメージ図

ウ プロポーザル実施時の事業者からの提案書

エ スポーツ・公民館施設予約システム契約書（案）及び仕様書（案）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

システムの更新にあたっては、現行システムの業者ではなく、プロポーザルで選定した株式会社パスコのシステムを保守業務等を含む賃貸借契約の締結によって導入する。

同社には、他社システムからの移行による導入実績が、全国の自治体で20件以上あり、また、現行のシステム構成を踏まえたシステム構築ができることなどから、データの移行を確実に実施できるものと捉えている。さらに、新システムは現行システムと比較して操作性、機能性等に優れているため、利用団体の利便性と事務の効率性を向上

させることが可能となっている。

新システムの導入にあたっては、現行システムのサーバから新システムのサーバへ個人情報を含むデータ移行を行い、団体の登録情報や施設予約情報を引き継いで利用するため、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が説明要旨(5)アからクにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

ア 実施機関が委託業者の安全対策を確認できるようにするための措置 カ

イ 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 キ

ウ ネットワークからの情報流出を防止するための措置 ア、イ、ウ エ、オ

エ 利用後にデータを確実に消去するための措置 カ

オ データの消失を防止するための措置 ウ、オ

カ データ媒体の紛失を防止するための措置 カ

キ その他実施機関の安全対策を高めるための措置 ク

以上に加え、施設予約システムの運用や作業の中で、個人情報を取り扱う場合については、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上

